

第1号案件

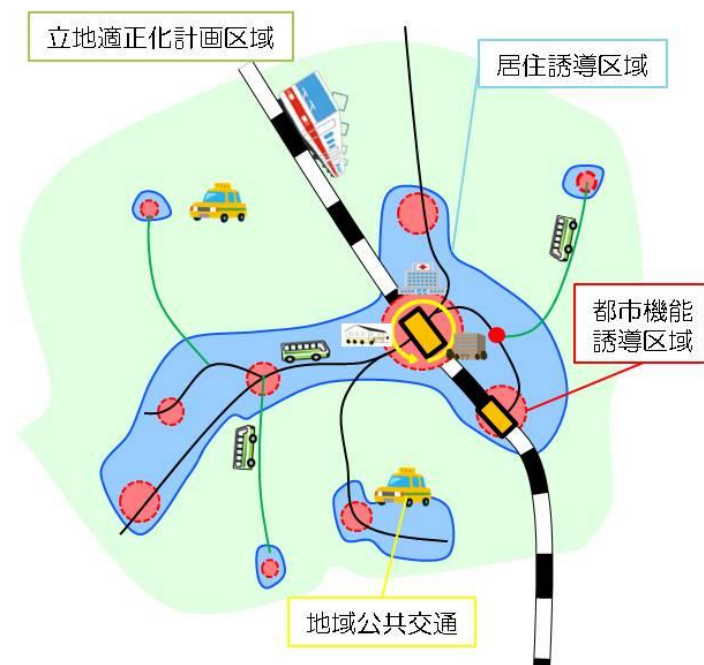
生駒市立地適正化計画の策定について(諮問)

立地適正化計画制度の概要

【立地適正化計画】

都市再生特別措置法 第81条に基づき、都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画

- ・ 人口減少、高齢化社会の進展に伴う様々な課題に対応するため、平成26年に制度化
- ・ コンパクトなまちづくりを実現するため、居住機能や医療・教育等、さまざまな都市機能の誘導を図る



立地適正化計画の意義・役割

都市全体を見渡したマスタープラン

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる**市町村マスタープランの高度化版**

総合的な防災力の向上

災害リスクなどの課題を抽出するとともに、**都市の防災に関する機能を確保するための指針を定め**、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させる

まちづくりへの公的不動産の活用

施設の老朽化等を背景に、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた**公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導**を進める

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導による**コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携**により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める

立地適正化計画に記載すべき事項

計画区域	原則、都市計画区域全体
基本的な方針	実現を目指すべき将来都市像 計画の達成状況を把握するための定量的な目標
都市機能誘導区域	医療・商業等の都市機能を誘導・集約する区域
誘導施設	都市機能区域ごとに誘導すべき施設
居住誘導区域	コミュニティを維持するため居住を誘導すべき区域
防災指針	都市の防災機能の確保を図るための指針

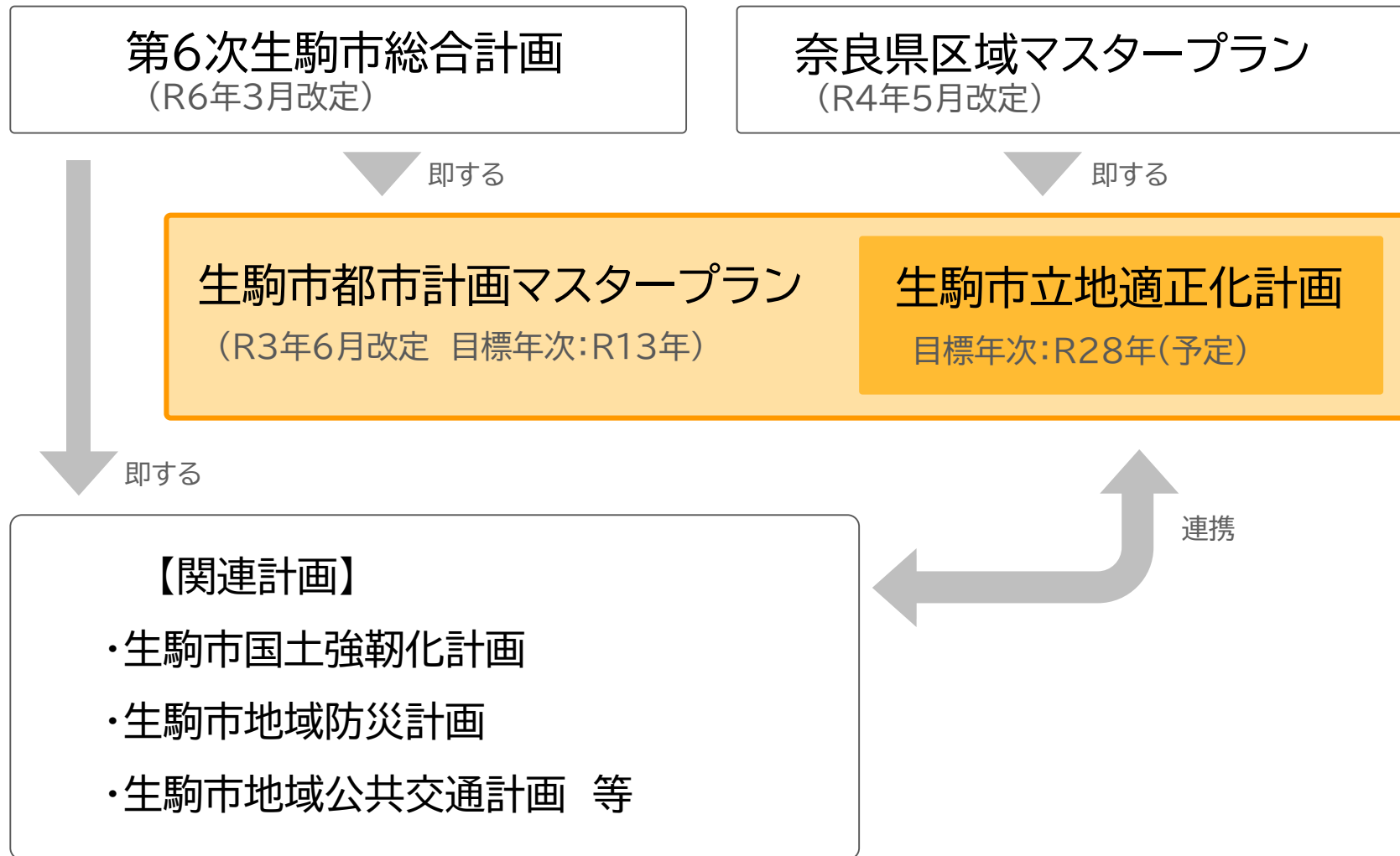
策定の背景・理由

本市は、谷筋に市街地が形成され、東西南北方向に公共交通が整備された地勢上・交通上コンパクトな都市構造であり、令和3年6月には、コンパクト・プラス・ネットワークの視点を盛り込んだ都市計画マスタープランを策定した。

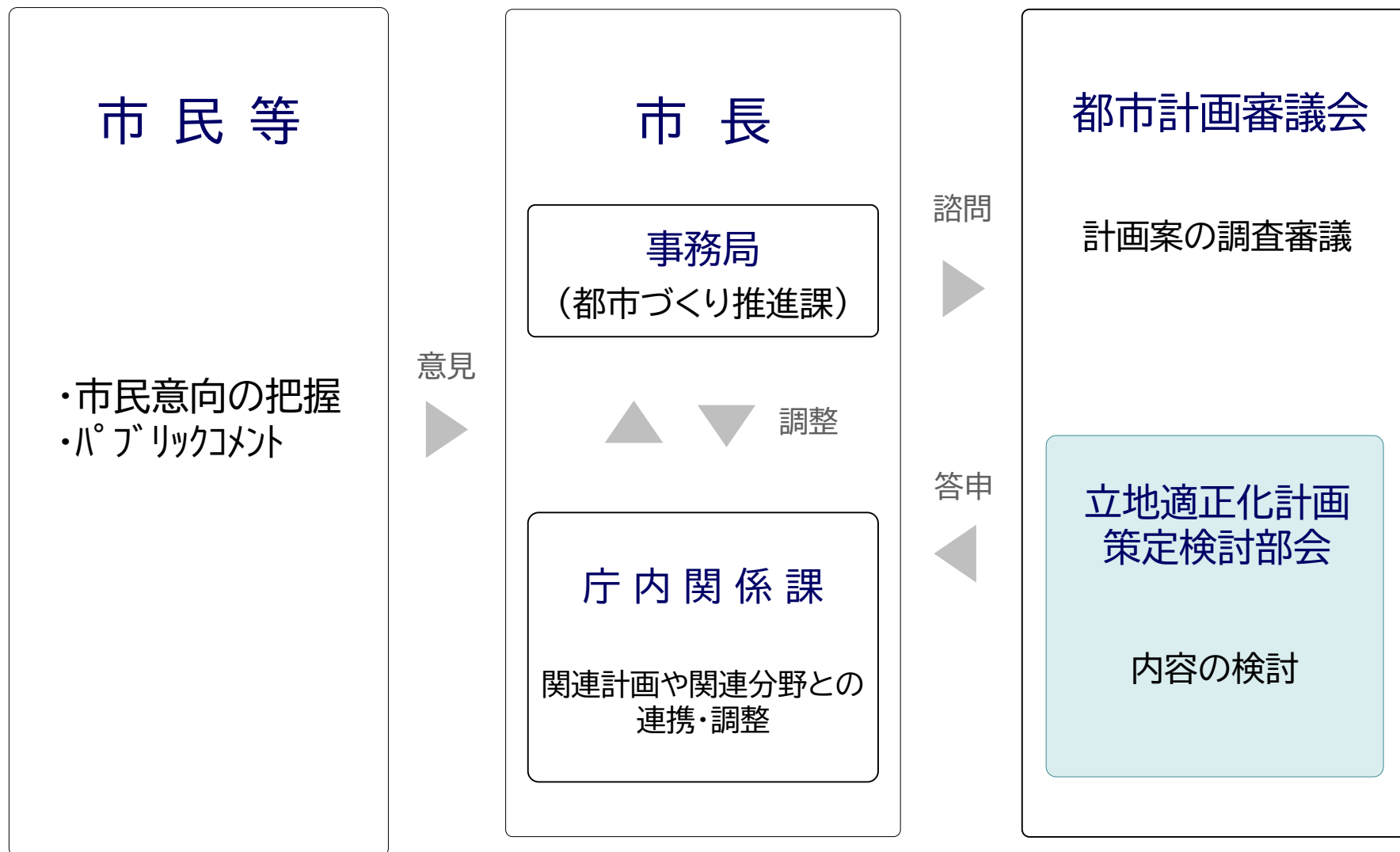
一方、国は頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画における居住誘導区域内の防災対策を盛り込む「防災指針」制度を創設した。

さらには、公共施設等の適正配置・自然災害対応への機運の高まりや、学研北生駒駅北地区・学研高山地区の取組が前進したこと、国による支援の拡大など、これらの状況に対応するため、立地適正化計画を策定する。

計画の位置付け



策定にかかる検討体制



スケジュール(案)

